

# 「利用者利益の保護のための措置」について (勧誘の適正化・代理店の届出に関する省令の方向性関係)

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会  
National Association of Mobile-phone Distributors

東京都渋谷区恵比寿四丁目4番7号  
第6伊藤ビル3F  
TEL:03-6455-7200 FAX:03-6455-7270

会長 澁谷 年史 (株式会社ティーガイア 代表取締役会長)

# 全携協からの意見

1. 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の適用除外について
  - ・ 店舗は「不意打ち性のない販路」であり、本条項は適用除外いただきたいと思えます。
2. 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為について
  - ・ 全携協からは特に意見ございません。
3. 届出事項等について、総務省令において規定すべき内容について
  - ① 販路の申告。(店舗、訪問販売、電話勧誘販売、オンライン販売等、選択式としてあてはまるもの全て)
  - ② 再委託の有無と、再委託先の情報。
  - ③ 番号法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)に基づく法人番号。  
ex. (株)ABCと(株)エービーシーとを区別できるように
4. その他、利用者利益の保護に資する届出制度とするために講ずべき措置について
  - ① 届出の網羅性を担保するために、キャリアに確認いただく仕組みを検討すべきと考えます。(事後チェック)
  - ② 届出制度の導入に際し、総務省・キャリア・全携協で推進している「あんしんショップ」を啓発いただく仕組みをご検討いただきたいと思えます。
  - ③ 届出制度導入後、販売活動等にあたり届出番号等を表示させるような義務を課す場合には、店頭への負担がかからないよう、交付書面への記載など、キャリアのシステム側で対応できるようなご検討をお願いできればと思えます。